

申請書の概要

本年8月5日に、大八化学工業株式会社(以下「申請者」という。(注1))から提出された中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産トリス(クロロプロピル)ホスフェート(以下「TCPP」という。)に対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)申請者は、本邦における唯一のTCPPの生産者であるため、申請者のTCPP生産量は、本邦総生産量の100%を占める。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

本邦への輸出価格と正常価格(注2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

なお、算出されたダンピングマージン率(注3)は、30~60%までの間である。

(注2)関税定率法第8条第1項

(注3)ダンピングマージン率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- (1) 中国産TCPPの輸入量が国内需要量に占める割合は、平成26年度以降、高い水準で推移している。
- (2) 中国産TCPPの国内販売価格は、平成26年度以降、国産品の国内販売価格を常に下回り続け、その結果、申請者は、当該価格の引き下げを余儀なくされ、又は十分な引き上げを妨げられた。
- (3) 上記(1)及び(2)により、平成27年度以降、申請者のTCPP事業は、営業赤字及び経常赤字に陥っており、本邦産業に実質的な損害の事実がある。

3. 以上のことから、中国産TCPPに対して不当廉売関税の課税を求める。